『続日本後紀』にみる平安時代初期の医療福祉（仁明天皇時代）

Health and welfare in the early Heian period (Reign of Emperor Nimmyo) as presented in *Syoku Nihon Koki*

鈴木 英鷹

Hideo Suzuki

Key words：続日本後紀，平安時代，医学史，医療福祉

Summary

In order to clarify the characteristics of health and welfare in the early Heian Period (Reign of Emperor Nimmyo: 833-850), we extracted articles written about health and welfare from *Shoku Nihon Koki*, the fourth oldest history book compiled by Imperial command. Six fields mentioned frequently in the articles were selected as examples. The six fields are as follows: 1) Cause and control of disease; 2) Specters; 3) Emperor's illnesses and treatment; 4) Articles on fertility; 5) Famine and relief; and 6) Impurities.

はじめに

『日本書紀』の後をうけ、8 世紀末から 10 世紀には『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の 5 つの勅撰史書が成立した。著者は以前、『続日本紀』を題材に奈良時代の医療福祉[1)2)]、『日本後紀』を題材に平安時代初期（桓武天皇から淳和天皇時代まで）の医療福祉[3)]について報告した。4 番目の勅撰史書である『続日本後紀』は 20 巻よりなり、仁明天皇一代（833-850）を収録する。これまでの国史は数代又は数十代の天皇の御代を対象としたのに、ここに一代だけの国史という新例が開かれたのである。この書は文徳天皇が藤原良房、藤原良相、伴善男、春澄善縄、県犬養貞守の五人に撰集を命じたのに始まるが、天皇の御代には完成せず、清和天皇がその跡をついで事業を継続させたが、良相は歿し、善男は配流となり、貞守は地方に出て、わずかに良房と善縄の二人が残って、貞観 11 年（869）に完成奏上した。『続日本後紀』の最終撰者が藤原良房と春澄善縄になったことは、他の撰者の偶然の脱落によるとはいえ、この書の性格をよく象徴する事実である。時の権力者、太政大臣である良房が最終撰者であることにより、国史は藤原氏北家摂関流で独占する態勢が、この紀で出来上がったといえよう。

記事で特徴的なものは、宮廷の儀式や天皇・皇族の儀礼的な動静が詳しく記されている事や、分注を駆使して本文の記事の不足を補ったり考証の結果を記したりする事である。とくに後者は一言で言えば、きめ細かい編集であり、読者の立場をよく考えた親切心の現われといえよう。

今回、講談社刊の『続日本後紀』上巻下巻（森田悌訳注）を基本史料として[4]、医療や福祉に関する記事を抄出し年表を作成し[5]、この年表を基にして、採り上げられている記事の多い分野を抽出し、6つの分野に整理した。6つの分野とは、1）疫病について（疫病の原因とその対応について）、2）物怪について、3）天皇の病気とその対応について、4）多産記事について、5）賑給記事について、6）穢れについてである。以下この論文ではこれらの6分野について論述していく。

１．疫病について（疫病の原因とその対応について）

疫病（流行病）が神の祟り、荒ぶる神の仕業によって起こるという考えは、わが国上代からの思想であった[6]。また人の霊魂が人に祟って疾病を起こすという考えも信じられていた。これらについては『日本後紀』の記事にも散見され、疫疾、疾病に対する防止策として朝賀停止、節会停止、大赦、改元、奉幣、読経、祈祷、造仏などが行われていた。『続日本後紀』では疫疾の記事は17件（天長10年3月、天長10年6月2件、承和元年4月、承和2年4月、承和3年7月、承和3年8月、承和4年6月、承和5年4月、承和6年正月、承和7年6月2件、承和8年4月、承和10年正月、承和12年9月、嘉祥2年2月、嘉祥3年正月）みられ、承和2年4月の記事からは「病を流行させているのは鬼神である」という当時の病理観が窺える。疫疾の対策として「転読」13件、「薬師悔過」3件、「講説」2件、「奉幣」2件、「灌頂経法」1件、「疫神を祀る」1件であり、「転読」が疫疾対策として最多であった。また『日本後紀』の記事にはみられなかった「殺生禁断」や「精進食」の記載がそれぞれ4件と2件あった。いずれにせよ疫病の対策には僧侶の存在が欠かせないことがわかる。

奈良時代以降、僧侶は加持祈祷と仏教経典より得られる医学的知識を用い、病者の治療に当たったことは明らかであり、殊に当時大陸文化の輸入普及者として、社会文化の尖端にあった僧侶が上流社会に於いて高く評価されていたことは容易に推察できる。彼らはついには宮中に入り、看病僧として、天皇をはじめ皇族の看護に奉仕していった。看病僧についての一例を『続日本紀』から抄出してみると、天平勝宝8歳（756）5月の記事「禅師法栄は、立性清潔、持戒第一にして、甚だ能く看病す。此れに由りて、辺地に請して医薬に侍らしむ。太上天皇、験を得たまふこと多数にして、信重人に過ぎ、他の医を用ゐたまはず。」にあるように、法栄は聖武天皇の信任が厚かった（「看病」という語の初出はこの記事と考えられる）。

僧侶が行った看病とは、主に陀羅尼と諸経典の読誦であったが、特に彼らに期待されたものは山林修行において得られた呪験力であったという[7]。奈良時代、南都仏教に属する僧侶は「官僧」

として規定され、寺院に寓居し仏道修行に励むことを要求され、僧尼令では布教活動は禁圧されていた。しかしこれとは別個に幽邃な深山に、僧侶が自身の「精進練行」のためにいとなんだ山林寺院と、そこを根拠とする山林仏教の流れが存在した。山寺とか山房とよばれる山林の練行処には「浄行者」とよばれる山林修行者が居住していたわけで、その数は官寺の僧房に常住する僧侶に比べて決して小さいものではなかった[8)]。『続日本紀』天平元年（729）4 月の勅「異端を学び習ひ、幻術を蓄へ積み、厭魅呪詛ひて百物を害ひ傷る者有らば、首は斬、従は流。如し山林に停まり住み、詳りて仏の法を道ひ、自ら教化を作し、伝へ習ひて業を授け、書符を封印し、薬を合せて毒を造り、万方に怪を作し、勅禁に違ひ犯す者有らば、罪亦此くの如くせよ。・・・」にみられるように、僧尼令をはじめ、時々の法令には僧侶の山林修行について厳重な統制を及ぼそうとしていたが、また一旦事ある場合には、山林の修行者たちは、宮廷や官大寺に招致され、祈願その他に従事させられた[8)]。『続日本後紀』天長 10 年 6 月の記事「京の西山で修行する仙樹という名の呪術で知られた僧侶と僧都らが、共に天皇のために祈祷を行った。」においても、山林修行の僧侶が行う看病・治病術の内容が呪験力によるものであって、医師の行うそれとはっきり識別される内容のものであった。このことについては『続日本紀』では天平勝宝 8 歳（756）4 月の記事「医師・禅師・官人、各一人を左右京・四畿内に遣して、疹疾の徒を救療せしむ。」では、疹疾の治療にあたっては僧侶と医師とを派遣しそれぞれの方法で治病させていたことや、『続日本後紀』承和 6 年（839）正月に出された「疫病にあたっては僧侶と医師を遣わし、それぞれの手段により治療と養生に当たらせる。」という勅令からも明らかである。またこの山林修行は平安時代に入り成立する山岳仏教（真言宗や天台宗）が普及していく素地となったと考えられる。

２．物怪（もののけ）について

坂本太郎博士は、『続日本後紀』の記事の一つの特色として、物怪記事のきわめて多いという事実を挙げている[9)]。物怪という日本製漢語は国史の文にはふさわしくないもので、前後の国史にはごく稀にしか現れない。ところが『続日本後紀』には、それが煩雑なくらいにたくさん出てくるが、以下にそれらを示す。

・承和 3 年 10 月の記事「宮中の使を十三箇寺に遣わして、読経を行わせ、綿千屯を布施とした。内裏で物怪が出現したことに由る。」

・承和 4 年正月の記事「天皇が豊楽殿に出御しようとしたが、殿上に設けた天皇の座の近くに突然物怪が出現したので、降臨するのを取り止め、大臣を遣わして、六衛府が昨日の射の残りを射るのを観閲させた。」

・承和 4 年 7 月の記事「十五人の僧を常寧殿に喚んで、昼は読経を行い、夜は適宜悔過を行った。内裏に物怪が出現したことに由る。」

・承和 5 年 7 月の記事「僧侶と沙弥各七人に命じて、柏原山陵で読経した。物怪が出現したこと

に由る。」

・承和５年７月の記事「七大寺の僧三十人に紫宸殿で三日間『仁王経』百巻を講説させた。怪奇現象があったことによる。」

・承和６年７月の記事「僧六十人を紫宸殿と常寧殿に喚び、『大般若経』を転読した。宮中に物怪が出現したことによる。」

・承和７年６月の記事「物怪が内裏に出現した。柏原山陵の祟りなので、中納言正三位藤原朝臣愛発らを山陵に遣わして、祈祷を行った。」

・承和８年５月の記事「詔「天皇のお言葉を、言葉にして口にするのも憚られる神功皇后の御陵に申し上げよ、とて申し上げます。近頃、肥後国阿蘇郡の神霊池の水が理由もなく四十丈も減り、また伊豆国に地震の異変が起きました。驚いて卜ってみますと、早疫の災いと兵乱があると出ました。これ以外にも物怪が多数出現しています。ここでいろいろ思い合わせますに、言葉にして口にするのも憚られる神功皇后に護り助けていただくことにより無事になると思い、参議大和守従四位下正射王を遣わして申し上げますことを、お聞き届けくださり、朝廷に異変がなく、国家が平安でありますよう、護り助けてくださいと謹んで申し上げよ、とて申し上げます。」」

・承和８年９月の記事「僧二十人と沙弥二十人を常寧殿に喚び、二日間読経した。物怪に謝するためである。」

・承和９年５月の記事「近頃、物怪が出現し、卜ってみると、疫気の咎めの兆しと出た。五畿内・七道諸国および太宰府に命じて、敬んで疫神を祀り、この咎めの兆しを防ぐべきである。」

・承和９年６月の記事「先に陰陽寮に物怪について卜いをさせたところ、疫気ありとの奏上があった。使人を伊勢大神宮へ遣わして奉幣し、除災を祈願すべきである。」

・承和10年５月の記事「内裏の物怪と太陽の異変を鎮めるため、百人の僧を喚んで、三日間、『薬師経』を清涼殿で読み、薬師法を常寧殿で修し、『大般若経』を大極殿で転読した。諸司では精進食をとり、併せて殺生を禁止した。」

・承和10年８月の記事「百人の僧を大極殿に喚んで、『大般若経』を転読した。また、三十人の僧を真言院に分遣して、祈祷を行い、五日間、諸司で潔斎をした。物怪を壌うためである。」

・承和12年３月の記事「名僧百人を喚び、五日間、紫宸・清涼・常寧等の殿舎および真言院で『大般若経』を転読し、併せて陀羅尼法を行った。物怪が出現したためである。」

・承和14年３月の記事「僧六十四人と沙弥六十四人を清涼殿に喚んで、『大般若経』を転読し、僧十七人と沙弥二十一人を常寧殿に分かち、真言法を修した。物怪を鎮めるためである。」

・嘉祥３年３月の記事「宣命「・・・近頃物怪が出ますので卜ってみましたところ、言葉にして口にするのも憚られる桓武天皇の山稜が祟りをなしたとでました。・・・」」

国史にあらわれる物怪記事の初出は、『日本後紀』の天長７年（830）閏12月の記事「僧五口を請じて、金剛般若経を奉読せしめ、兼ねて神祇官をして解除せしむ。物怪に謝すればなり。」であ

る。また『続日本後紀』では、承和 3 年 10 月の記事が初出記事である。

さて物怪（もののけ）とはどのようなものであろうか。これについて折口は「元々『もののけ』という語は、霊の疾の意味であった。ものは霊であり、神に似て階級の低い、庶物の精霊を指した語である。そうした低級な霊が、人の身に這入った為におこるわずらいが、霊之疾である。後には霊疾の元をなす霊魂その物を、じかにもののけとばかり言う様になり、それを人間の霊と考えたのである。」と述べている[10]。さらに折口は「もの丶けの本体は死霊である。平安朝に、偶発的に起こったのではないのだが、過去からの連絡がよく譯ってゐない。但し平安朝のごく初期に、宮廷に恨みを構えて死んだ人々の霊魂が、宮廷のある都會、即ち平安京と、その都の民に災ひした事が、著しい事実となってゐる。」と続ける[11]。

一般的には折口の述べるような考えが受け入れられている一方で、「物怪はもともと個人に憑依し病気にさせるなんらかの悪霊という限定された概念ではなかったのではないか」との考えもあり、山口は『日本霊異記』の長屋王の事例、『古事記』の「崇神紀」の事例を論証している[12]。また物怪は確かに疫病を引き起こすと考えられたが、その祟る対象は個人ではなく国民全体であったという。『続日本後紀』の 16 件の物怪記事において個人に祟っている記事は皆無であることから、『続日本後紀』完成時期以前の平安時代初期では「物怪は人に憑依し病気にさせるという限定された概念ではなかった」といえるのではないか。山口は、祟る対象が国民全体から個人へ移行していく背景には、公経済としての班田制から、領主権力の収奪による私経済としての荘園制への社会経済構造の移行があったとみている[12]。

『続日本後紀』の記事の一つの特色として、物怪記事のきわめて多いという事実については、『続日本後紀』の主編者である春澄善縄に大きな原因があると思われる[9]。春澄善縄の経歴は『日本三代実録』貞観 12 年 2 月 19 日条の卒伝に記され、善縄は陰陽道を信じ、物怪を深くおそれ、物怪のあるごとに門を閉じ謹慎していたというのであって、善縄が物怪を信じ、これをいかに恐れていたかがわかる。善縄の物怪恐怖症は『続日本後紀』承和 11 年 8 月の記事においても強く印象づけられる。延暦年間から弘仁年間にわたって祟道天皇をはじめ多くの政治犠牲者の怨霊のたたりが伝えられ、嵯峨天皇の御代にも、このような怨霊説が一部に信じられていた。従って嵯峨天皇の御遺戒の中に、そのいわれのないことを戒められたのであるが、善縄はこの御遺戒をも退け、物怪を深く信じ、卜筮の告げることは、いずれも真実なりとした。このような善縄の物怪恐怖症から考えても、国史である『続日本後紀』に物怪記事がやかましく取り上げられているのも当然であろう[13]。

３．天皇の病気とその対応について

『続日本後紀』では天皇（仁明天皇）の病気についての記述が散見されるが、その病名や症状については不明である。天皇の病気についての詳細は言及しないことが当時のルールであろうか。

従ってここでは天皇の病気に対する対応について述べる。

天皇の病気に対する対応として、①医学的対応（御薬）、②宗教的対応（奉幣、読経、布施、呪術・加持）、③その他（行事の中止、寺社の修理、恩赦）に整理できる。以下この順に『続日本後紀』の記事を記載するが、天皇の病気が重い場合には皇太子や公卿が殿上に控えたことが、天長10年6月の記事「天皇が病気となった。公卿が殿上に控え・・・」、承和8年10月の記事「天皇が病となった。使者を平安京内の七寺へ派遣して誦経を行い、皇太子･親王以下、五位以上の者が左右の陣頭で待機した。」､承和12年5月の記事「天皇が病気になった。皇太子および群臣が皆待機し・・・」、承和12年10月の記事「天皇が病気となった。親王・公卿が皆陣頭に待機した。」、承和15年2月の記事「天皇が病気になった。大臣以下の者が陣頭に待機した。」､嘉祥3年2月の記事「天皇が病となり、皇太子が殿上に侍候し、公卿もことごとく待機した。」にみられる。

1）医学的対応（御薬）

承和4年9月の記事「天皇が病気となった。御薬を服用し、宮中の使を七箇寺に分かち遣わして誦経した。」に薬の服用がみられるが、この1件のみである。

2）宗教的対応（奉幣、読経、布施、呪術・加持）

奉幣については、天長10年6月の記事「天皇の病が癒えるよう、神祇伯従四位下大中臣朝臣淵魚を遣わして、賀茂大神に奉幣した。また、天下諸国に指示して、破壊した寺・塔と神社を修理させた。」1件のみである。

読経については、天長10年6月の記事「天皇が病気となった。公卿が殿上に控え、京の西山で修行する仙樹という名の呪術で知られた僧侶と僧都らが、共に天皇のために祈祷を行った。被七条と綿七百屯を七大寺に分け送り、転経・薫修を行って、すぐに病が癒えるように祈願した。」、承和4年9月の記事「天皇が病気となった。御薬を服用し、宮中の使を七箇寺に分かち遣わして誦経した。」、承和5年9月の記事「七大寺へ使いを分遣して誦経した。天皇の病気が癒えないためである。寺別に御被一条を布施に当てた。」、承和6年4月の記事「平安京内の七寺において誦経した。天皇の病による。」、承和7年10月の記事「御被を平安京内七寺に分かち送り、誦経を行った。天皇の病によってである。」､承和8年10月の記事「天皇が病となった。使人を平安京内七寺および平城京の七大寺へ派遣して誦経を行わせた。」､承和8年10月の記事「天皇が病となった。使者を平安京内の七寺へ派遣して誦経を行い、皇太子・親王以下、五位以上の者が左右の陣頭で待機した。」、承和12年5月の記事「天皇が病気になった。皇太子および群臣が皆待機し、使を七寺に遣わして誦経させ、綿を布施とした。」、承和15年5月の記事「天皇が病気となった。七寺に使を分遣して、同時に誦経した。」、嘉祥元年6月の記事「天皇が熱病で苦しみ、諸寺で誦経を行った。」、嘉祥元年10月の記事「天皇が病になった。使を遣わし、平安京の七寺で誦経を行った。」、嘉祥2年3月の記事「天皇が病気になった。内竪らを遣わして、諸寺で誦経した。それぞれ綿一連を布施した。」、嘉祥2年6月の記事「天皇が病気となった。内竪七人を遣わして、諸寺

で誦経を行った。」、嘉祥 3 年 2 月の記事「天皇は体が疲れ弱り、多く僧が御簾中に入り、病床のまわりを取り囲み、加持を行った。」など多くの記載がある。

布施は読経や祈祷と同時に行われた（天長 10 年 6 月の記事、承和 5 年 9 月の記事、承和 5 年 9 月の記事、承和 7 年 10 月の記事、承和 12 年 5 月の記事、嘉祥 2 年 3 月の記事）。

呪術・加持については、3 件の記事がみられ、天長 10 年 6 月の記事「天皇が病気となった。公卿が殿上に控え、京の西山で修行する仙樹という名の呪術で知られた僧侶と僧都らが、共に天皇のために祈祷を行った。被七条と綿七百屯を七大寺に分け送り、転経・薫修を行って、すぐに病が癒えるように祈願した。」、嘉祥 3 年 2 月の記事「天皇は体が疲れ弱り、多く僧が御簾中に入り、病床のまわりを取り囲み、加持を行った。」、嘉祥 3 年 3 月の記事「天皇は息が絶え絶えになり、死にかかった状態となった。多くの名僧らがしばしも休むことなく呪言を称えて誓願し、五輪を池に投じた。左右検非違使の獄中に収監されている者のうち盗犯を除く全員を放免した。」である。疾病の治癒を図り或は病苦の消滅を願って加持祈祷を行うことは、古く釈迦時代からの行事ではあるが、平安時代において、かかる加持祈祷が隆昌を極めたといわれている。しかし印度においても加持祈祷は、無批判にあらゆる疾病に対して常に行われたのではなく、疾病に対しては、まず医師の治療を請うことが第一とされ、加持祈祷がこれに次ぐものであったことは、諸種の経典に示されている。平安時代における如く疾病といえば、まず加持祈祷を行った時代は他に類例がなく、病気の原因が死霊・生霊・怨霊・狐狸・鬼・木精・天狗などに求められ、虚弱・神経質な貴族をますます不安に陥れ、正しい医学の発達が仏教・陰陽道の思想によってゆがめられた時代も他に見ないところである[14)]。

3）その他（行事の中止、寺社の修理、恩赦）

行事の中止については、承和 5 年 9 月の記事で節会の取り止め、承和 7 年正月の記事で内宴を停止が行われている。寺社の修理については、天長 10 年 6 月の記事 1 件のみである。恩赦についても、嘉祥 3 年 3 月の記事「天皇は息が絶え絶えになり、死にかかった状態となった。多くの名僧らがしばしも休むことなく呪言を称えて誓願し、五輪を池に投じた。左右検非違使の獄中に収監されている者のうち盗犯を除く全員を放免した。」1 件のみである。

天皇の薬に関して興味ある出来事として、淳和天皇、仁明天皇が服石されていたことが嘉祥 3 年（850）3 月の記事にみられる。これには淳和天皇が金液丹を御愛用になったことや、淳和天皇のお勧めによって幼児から病弱であった仁明天皇がこれを服用されたところ著しき効能があったことが記されている。また『三代実録』には仁明天皇が白石英を服まれ又自ら五石を練って寒食散を服用されたとある。

金液丹は『医心方』にも「服金液丹方第十四」として記載されているが、その製法は九元子の秘法で、俗人の知る所に非ずとしており、いかなる処方にもとづいてつくられたものかを明らかにしていない。一方、寒食散（かんしょくさん）は魏晉に始まり唐末宋初に至る数百年間に亘り中国社会を風靡した

5種の石薬を主剤とする薬で、その効用は一種の覚醒剤的なものである。然しその用法用量に厳重な“節度”があり、若し之を破るならば恐るべき中毒症状をひきおこして死に至るものである。寒食散は魏晋の名士何晏が強精強壮をはかろうとして服用したのが始まりである。『千金翼方』の五石更正散が相当するものと思われる。五石散とは5つの石薬、すなわち、紫石英、白石英、赤石脂、鐘乳、石硫黄からなり、この組成はいわゆる体を熱する熱薬である。何晏に先立つこと約100年前の著、張仲景の『金匱要略』に紫石寒石散の名がみられることから、これにヒントを得たものであるといわれている。またこの中毒を解消する目的で、『千金要方』などには、解寒食散剤の名もみられ、それらの多くは当然、寒薬（朴硝、芒硝、石膏、凝水石、硝石、歯鹹等）からなる。寒食散服用者が厳重に守らなければならないとされてきた“節度”とはこの薬の用法を誤らないのみならず、薄着をし、どんどん歩きまわらねばならぬ。歩くことによって薬の効き目があらわれるので、これを「散発」という。 散発しなかった寒食散の恐ろしい毒にやられる。だから路を歩いて散発することを「行散」という。またこの薬を飲んだあとは、冷水を身体にかけて冷たいものを食べなければならぬ。 それで寒食散というのだが、ただ一つ例外は熱い酒を飲むことである。この方法を間違えると死ななければならぬ。これでみると「散歩」という語は寒食散からでている[15]。

わが国における服石の開始は奈良時代に求めることが出来る。奈良時代の医学に影響を与えた中国系医学とは、道教の医学的部門である。道教の根本は不老長寿にあり、当然のことながら服餌が最も重要である[1]。不老不死を得るための仙薬として第一に挙げられるのが丹と金液である。丹は主成分が硫化水銀であり、水銀には不死の効能があると考えられた。また水銀や金以外で仙薬をつくる材料として、玉石が草木よりも重要視された。これについて『続日本紀』で玉石関係の記事を抄出してみると、文武天皇2年6月「近江国、白礬石を献る」、同年9月「近江国をして金青を献らしむ。伊勢国は朱沙・雄黄、常陸国・備前・伊豫・日向の四国は朱沙、安藝・長門の二国は金青・緑青、豊後国は真朱」、文武天皇3年3月「下野国、雌黄を献る」、和銅6年5月「大倭・参河をして並に雲母を献らしむ。伊勢は水銀。相模は石流黄・白礬石・黄礬石。近江は慈石。美濃は青礬石。飛騨・若狭は並に礬石。信濃は石流黄。上野は金青。陸奥は白石英・雲母・石流黄。出雲は黄礬石。讃岐は白礬石」とある。これらの鉱物が石薬か否かは疑問の存するところであるが、石薬に使用可能な鉱物が奉献されていることには注目せざるを得ない。天平勝宝八歳（756）6月21日の聖武天皇の七七忌に際して光明皇太后によって東大寺（正倉院）に献納された薬物の一覧である『種々薬帳』には、寒食散の原料である、鐘乳床、赤石脂、白石英が記載されており、また同時に、また寒食散中毒を治すのに用いられた解散薬であるところの金石陵、石水氷、紫雪が見受けられる[15]。このように金石陵以下の解散薬が『種々薬帳』にみえることは、逆に寒食散の服用が行われていたことの何よりの証拠であろう。

４．多産記事について

『続日本後紀』において、一時に 3 人以上の子を産んだ多産者に関する記事は 4 條あった。列挙すれば、承和元年（834）2 月の記事「加賀国石川郡の人財逆女が、一度に三人の男子を生んだ。正税三百束と乳母一人分の公粮を支給し、養育させることにした。」、承和 3 年（836）11 月の記事「因幡国八上郡の人私部栗足女が一度に二男一女を生んだので、正税三百束と乳母一人分の公粮を支給し、養育させることにした。」、承和 14 年（847）6 月の記事「常陸国新治郡の人三村部綿女が一度に二男一女を生んだ。正税稲三百束と乳母一人を賜った。」、承和 14 年（847）8 月の記事「遠江国榛原郡の秦黒成女が一度に二男一女を生んだ。正税稲三百束と乳母一人を賜った。」である。

一時に 3 人以上の子を産んだ多産者に関する記事は、『日本書紀』 1 條、『続日本紀』18 條（ただしうち 1 條は 2 人ずつ 3 回の多産）、『日本後紀』10 條である [16]。『続日本紀』にみえる 18 條の記事でまず注意されるのは、多産者の関係する土地の分布である。京・大倭・河内・山背・摂津の畿内と、美濃・常陸・遠江・参河・下総の東海、東山両道都が主で、それ以外では土佐と丹後があるにすぎない。多産という生理的現象に地域的な差があったとは考えられないから、記録上の地域的偏向は、当時の政府の持っていた政治的配慮から生じたものと解すべきである。即ち政府のある帝都およびこれに近接する畿内地方と、朝廷の勢力の基盤のなした東国とを重視する大化以前の風潮が奈良時代にも引き続き存していて、この地方の人口増加を奨励するために、多産に対する褒賞を特にこの地方に行ったと考えられる [17]。

『日本後紀』に見られる多産記事では、桓武天皇から嵯峨天皇までの三代は東国に限られているのに対し、淳和天皇の代には西海、山陰、北陸、東海の諸道に及んでいる。『続日本後紀』に見られる多産記事でも、山陰（因幡）、北陸（加賀）、東海（遠江）、東国（常陸）の諸道に及んでいる。このように奈良朝における東国重視の傾向は平安初頭の三代に引き継がれたが、それ以後には解消してしまったと考えられる [17]。

また、一たびに三女を産んで褒賞されている記事は、『続日本紀』には 3 條見えるが、『日本後紀』では女だけを産んで賞された例は 10 條中 1 例もなく、同様に『続日本後紀』でも 4 條中 1 例もない。これは奈良朝とは異なり、平安朝政府の女性に対する態度の変化を示すものとも考えられる。

我が国で双胎に関する最も古い記録は『日本書紀』巻一の神代紀に記された、イザナギとイザナミとが夫婦になって、日本の国土を生むに当たって、隠岐島と佐渡島とを双生した記録である。次に有名なのは『日本書紀』巻七景行天皇紀に載っている、「后、二男を生みたまふ。第一を大碓皇子と曰し、第二を小碓尊と曰す。其の大碓皇子・小碓尊は、一日に同じ胞にして双の生れます。天皇、異しびたまひて、則ち碓に詰びたまふ。故、因りて其の二王に号けて大碓・小碓と曰す。是の小碓尊、亦の名は日本童男、亦は日本武尊と曰す。」の記事である。これは景行天皇の

皇子である大碓皇子と小碓尊とが双生であったという記事であり、小碓尊は後に日本武尊と称された方であって、日本人の双胎に就いて最初の記録である。二人の皇子を碓に例えられたのは興味深く、当時の碓は二つの重い石を重ねて、穀物を磨ったのである。このように『日本書紀』では日本武尊という英雄が双胎であったことを隠さずに記事を掲載していることから、『日本書紀』の編纂された飛鳥時代から奈良時代初期は、双胎を忌避していなかったとも考えられる。

『続日本紀』、『日本後紀』、『続日本後紀』では双胎の記事は無く、これらの史書が編纂された平安時代初期（それぞれ 797 年、840 年、869 年）は双胎を忌避していたかは不明である。しかし 3 人以上の子を産んだ多産者の記事は多く、これらに褒賞を与えていることからも 3 人以上の多産は歓迎されていたことは事実である。

５．賑給記事について

律令制下における賑給は一定の農民層を主な対象として、稲穀・布帛・塩など食糧、衣料を支給する制度である。天皇の即位、改元、病気など国家の慶事、大事に際して実施されるもの、疫病、飢饉などによるものなど、その契機は多様である。

国家的規模の賑給制度がいつごろから実施されたかについては、持統 4 年の天皇即位に際して天下に大赦し、鰥寡孤独篤癃貧不能自存者に稲を支給した『日本書紀』の記事が本格的な賑給の所見と考えられる。このように本格的な賑給は持統朝に実施され、以後、文武朝以降、『続日本紀』における賑給記事を中心にみても、全国規模の賑給は三十数例を数える。

全国的規模の賑給は高年、鰥寡（かんか）孤独を対象としている（「令釈」,「義解」などによれば、鰥は 61 歳以上で妻のない者、寡は 50 歳以上で夫のない者、孤は 16 歳以下で父のない者、独は 61 歳以上で子のない者とされる）。とくに高年層に比重がおかれているのは、地域共同体におけるかれらの存在意義からいって、支配の手段としての有効性をも考慮したものであろう。このようなことから、国家の慶事、大事にともなう全国的規模の賑給は、要保護層の扶助という外見的性格とは別に、体制維持に有効な一種の懐柔策とも、見做せる一面を内包していたといえる [18]。

『続日本後紀』の全国的規模の賑給記事のうち、高年のものに対する賑給記事は、天長 10 年 3 月の記事「（詔）・・・五畿内の鰥・寡・孤・独で自活できない者には、物を賜うことにする。天下の介護人を支給されている高年の者に物を賜うことにする。多くの人より優れている優秀な耕田者に位一階を授けることにする。孝子・順孫・義夫・節婦に対し、終身課税を免除することにする。・・・」、承和元年 10 月の記事「（詔）・・・天下の百歳以上の老人に、穀三斛、九十歳以上に二斛、八十歳以上に一斛を賜え。鰥・寡・孤・独で自活できない者には物を恵み与えよ。孝子・順孫・義夫・節婦は家門や村里の入り口の門に書きつけて表彰し、終身課税を免除せよ。」、嘉祥元年 6 月の記事「（詔）・・・天下の老人および僧尼の八十歳以上の者には、年齢により等級をつけて物を賜え。鰥・寡・孤・独で自活できない者には、物を量り賜え。孝子・順孫・義夫・

節婦は家門と村里の入り口に顕彰のしるしを立て、終身課税を免除せよ。」が挙げられる。

また鰥寡孤独で自活できない者に対する賑給記事としては、天長 10 年 3 月の記事、承和元年 10 月の記事、承和 7 年 6 月の記事「(詔)・・・鰥・寡・孤・独で自活できない者には、必要に応じ物を恵み与えよ。世話をしてくれる者がいない病臥人は、若くして死亡することが多い。国郡司は民の父母であるが、顧みることなくして、どうして、子のように面倒見していると言えようか。食料と薬を頒ち、生き長らえるようにし、また去る承和二年以前の五畿内・七道諸国の未納となっている民の調庸は、免除すべきである。・・・」、承和 8 年 3 月の記事「(詔)・・・鰥(かん)・寡(か)・惸(けい)・独で自活できない者には適宜物を支給せよ。・・・」、嘉祥元年 6 月の記事が挙げられる。

全国的規模の賑給とは別に、窮乏、病人を中心とする賑給（公的扶助がより必要な窮乏、病人などについては賑給の対象に含まれる機会は相対的に少なく、含まれる場合も、稲穀支給量では最も低い額にとどめられていた)、地域的な災害･飢饉などによる賑給がある。この種の賑給は地域農民の再生産維持のための最低保障的性格をある程度持っていたと考えられる。また終身課税を免除された対象は孝子・順孫・義夫・節婦であった。

『続日本後紀』の窮乏、病人を中心とする賑給記事を、京と京以外（諸国）に分けて抽出してみると、京における病人に対する賑給記事は、天長 10 年 5 月の記事「京および五畿内･七道諸国がみな飢疫となった。天皇は次のような詔を下した。「・・・京および畿内・七道諸国の飢民に対して物を恵み与え、その生活を支え済うことができるようにせよ。・・・」」、承和 3 年 5 月の記事「東西両京の人民が病に苦しんでいるので、物を恵み与えた。」、承和 4 年 10 月の記事「左右京亮および検非違使を帯びる左右衛門佐併せて四人を紫宸殿の前に喚び、東西両京の飢病の百姓を調査し、特別に物を恵み与えよ、と勅した。」、承和 7 年 2 月の記事「勅により、平安京内の高年で隠居している者と飢え病んでいる百姓らに、物を恵み与えた。」、承和 7 年 5 月の記事「京中の飢病人に、飯米と銭を恵み与えた。」があり、次に京における窮乏に対する賑給記事は、嘉祥 2 年閏 12 月の記事「天皇が平安京を巡検し、銭･米を貧窮者に賜った。」、嘉祥 3 年 2 月の記事「使を遣わして、京中の貧民に物を恵み与えた。」がある。次に諸国における病人に対する賑給記事は、天長 10 年 5 月の記事、承和元年正月の記事「加賀国に疫病が流行し、物を恵み賜った。」、承和 2 年 8 月の記事「佐渡国が、去年風の災害があり、穀物が稔らず、今飢饉と疫病があいついで発生し、死亡する者が多い、と言上してきたので、詔により、物を恵み与えた。」、承和 2 年 12 月の記事「能登国が、干魃と疫病が相つぎ、人民が飢え苦しんでいると言上してきたので、物を恵み与えた。」、承和 5 年 4 月の記事「勅により、筑前・筑後・肥前・豊後等の四ヵ国は、年来疫病に遭い、死亡する者が半ばとなり、生き残った者も造船のことで疲弊しているので、貧窮の者にさらに一年間の税を免除することにした。」がある。

地域的な災害・飢饉などによる賑給記事も、京と京以外（諸国）に分けて抽出してみる。京における賑給記事は、天長 10 年 5 月の記事、承和 4 年 10 月の記事、承和 7 年 2 月の記事、承和 7

年5月の記事、承和9年7月の記事、承和14年5月の記事、承和15年5月の記事、嘉祥2年6月の記事、嘉祥2年10月の記事「太皇太后はまた銭五十万をもって、京中の飢民に恵み与えた。」がある。

諸国における飢饉に対する賑給記事は、『続日本後紀』では45件みられた。これらの45件の賑給記事をもとに、①いつ頃に飢饉が多く発生したか、②どこで飢饉が発生したか、③飢饉の多い季節はいつかを明らかにして、『続日本後紀』の扱う平安時代初期（西暦833-850年）における飢饉の実態を推定した。

はじめに何時頃に飢饉が多く発生したかの問題であるが、45件を年号別に挙げていくと、天長10年2件、承和元年5件、承和2年7件、承和3年10件、承和4年5件、承和5年5件、承和6年1件、承和7年1件、承和10年1件、承和11年2件、承和12年1件、承和13年1件、承和15年3件、嘉祥元年1件であり、承和元年から承和5年までの5年間で、45件中32件（71%）占めている。中島によると、西暦1年から西暦1975年まで100年刻みで飢饉の発生件数を集計したところ総数は336件あり、このうち平安時代初期（西暦801年から900年の100年間）には飢饉の発生件数は63件（18.6%）と100年間の発生件数として最多であった。平安時代初期の中島の資料と合わせて検討すると、平安時代初期の飢饉発生件数63件のうち約半数の32件が承和元年から承和5年までの5年間に集中することになるが[19]、これについては飢饉の事実をそのまま反映しているのか、『続日本後紀』編纂過程の事情によるものなのか検討を要する。

飢餓に対する賑給記事45件で賑給された国は延べ60国であった。その内訳は、畿内5国（山城2、大和、和泉、摂津）、東海道13国（伊勢3、下総2、伊賀、尾張、参河、遠江、伊豆、武蔵、安房、上総）、東山道6国（近江2、美濃、上野、出羽、陸奥）、北陸道14国（越前4、加賀3、若狭2、能登2、越中、越後、佐渡）、山陰道12国（出雲3、丹後2、因幡2、伯耆2、石見2、隠岐）、山陽道8国（備前3、美作、備中、備後、周防、長門）、南海道5国（淡路3、伊予2）、西海道2（大宰府管内、薩摩）であった。賑給記事から推定される飢饉の多発した地域の上位3位は、北陸道（23%）、東海道（22%）、山陰道（20%）であった。なお中島によると、西暦567年から西暦1896年までの飢饉総件数657件をもとに分析した飢饉の多発地域の上位3位は、東海道116件（17.7%）、畿内97件（14.8%）、南海道85件（12.9%）であり、時代別の飢饉の多発地域については報告していない[19]。

飢餓に対する賑給記事45件を月別に整理すると、2月4件、3月7件、4月6件、5月9件、閏5月2件、6月8件、7月6件、8月2件、12月1件であった。3月から7月にかけての賑給記事が多い。これに関連して菊池は「飢えた者を救う面はあろうが、3月、4月の賑給事例が多いことから、飢えないで農作業が開始できるように、水田稲作の再生産維持を念頭においた春農助成という意味合いが強いように思われる。」と述べている[20]。『続日本後紀』の賑給記事では、飢饉の原因として疫病が数多く記載されている。季節的にみて夏は体の諸機能が低下し、病原体に対す

る抵抗力も減退するところから、衛生状態の悪い古代における病気の死亡は夏に集中するものと推測される。実際、新村の調査では、疫病は 3 月から 5 月に多く発生し、死亡は 5 月から 7 月に多いという[21]。今回の調査で得られた『続日本後紀』の賑給記事では 3 月から 7 月にかけて多いという今回の結果は、新村の調査結果とも符合する。

6．穢れについて

穢れの観念を、「神の嫌う所を総括したもの」といい、その内容として次のものが挙げられる。

1）衛生的に不潔なもの、

2）必ずしも不潔でなくても醜怪なもの（例えば不具や皮膚病）、

3）死、

4）自然から受ける損害のすべて、

5）人間の社会生活の秩序を乱すもの

以上のいずれもが人間の存在にとって好ましくないことであり、人間にとって不幸せな事柄である。このうち死によってもたらされる穢れや不浄が人間に危険をもたらすものであるという信仰は世界的に見られ、日本においては『古事記』の中に見いだされる。仲哀天皇が崩じた時、側近は大祓をし、天津神、国津神をとりまとめて祓いやるが、そこには死によってもたらされた穢れが人にとって望ましくない諸々の悪事を呼び寄せる力があるという信仰を見ることができる[22]。

疾病を神々の仕業であると考えるところから､疾病を取り扱うことは､即ち神々に仕えることになるので、職として医療を担当する者は「滅私奉齋神に仕える真心」をもってしなければならない。この真心を以てしなければ、如何なる疾病も治るものではない。この考えが我が民族本来の医療の根本理念であると考えられる。疾病を神々の仕業であるという病理観からして、病を穢とする思想は往古よりあった。これをよいことに看病を怠るものもあり、病者を遺棄する者もあった。『日本後紀』弘仁 4 年（813）6 月の記事でも「平生の日、既に其の力を役し、病患の時、即ち路辺に出だす。人の看養する無く､遂に餓死に致らしむ。」とある。このようなことから病人を路頭に遺棄する者を取り締まる必要がでてきた。一方、疾病の中には、伝染病もあったであろうが、看病を穢としたところからして、どうしても看護しなければならない近親者のほかは、自ら近づかないことになるので、その結果として、無意識的ではあったが、現今伝染病予防処置として励行されている伝染病患者の隔離と交通遮断が行われ、伝染病の予防となったことは全く予期せざる好果であったともいえる[23]。

1）穢れの定義とその性質

穢が定式的に規定された早い段階の史料である「延喜式」の臨時祭の条によると、それに触れたことによって忌まなければならなくなる「穢悪事」として、人の死・産、六畜（馬・羊・牛・犬・豚・鶏）の死・産、喫宍（肉食）が挙げられている。人間の死穢とは、死体や不完全な死体

に触れたり､改葬や墓の発掘に携わったために生じる穢である。死体の部位一般についていえば、骨の場合は白骨だったら穢れとならないのが慣例だったと推定される。この傍証として『続日本後紀』嘉祥元年７月記事「棲鳳楼閣に沿う道路に、死者の骨が放置され並んでいた。男女不明であり、修理の工匠が楼閣に登った際に見つけたのであった。」をみても、これによって特段の処置が行われたり、行事に支障が起きたという記録もなさそうなのは、これが白骨（枯骨）であったと山本は考えている[24]。

六畜は獣一般でなく家畜である点が重要である。人間に慣れ親しんで生活を共にし、人間社会に組み込まれている家畜である故に、人間の家族成員に準ずる取り扱いを受けたものと考えられる[25]。しかしながら例外もあったようで、『続日本後紀』承和 10 年９月の記事では「内裏で犬が出産した。諸司の行事や伊勢大神宮への奉幣は慣例どおり行われた。」とある。また『続日本後紀』承和 10 年５月の記事では「犬が殿上の天皇の座の前の参議以上の者の座の近くまで上り反吐を吐き、尿をした」とあるが、死や産ではないので穢れとされず、そのまま捨て置かれている。これに対して六畜以外の野生獣の死や産は、本来、穢れと無関係であったという。『続日本後紀』天長 10 年８月の記事「狐が内裏に走入し、清涼殿の下まできて近衛らに打ち殺された。」では、狐は六畜以外であるので、殺しても問題ないと近衛らは判断したのであろう。

また穢は、その発生源を離れて他の場所･人に移るものとされた。穢の伝染についてであるが、人間が穢れた場所に立ち入ったり、穢れた人間と関わったりしたことによる伝染のみならず、穢所で作られた食物、穢所にあった衣服・文書などによっても伝染するとされた。

2）穢れの発生の場

穢の伝染の問題を考えるとき、重要なのは穢の発生した場の構造である[26]。すなわち建物の垣根や壁は外部からの穢物の侵入を防ぎ、囲われた内部の空間を清浄に保つ効果を持つものと考えられた。だが、外からの穢物を防ぐ垣根や塀は、その内部に穢が発生したり、外部から穢物が侵入した場合には、逆の効果を生む。そのような場合には、垣根に囲われた空間全体が穢となるのである。垣根で限定された閉鎖空間の最も典型的なものは、人間の住む家である。この場合、垣で囲まれていない家なら、その家屋内部のみの穢ですむが、もし垣で囲まれていれば、その内部の空間全体が穢となる。家を代表とする閉鎖空間は、どれも外部から穢が侵入したり内部に穢が発生した場合、全体が空間的に穢となるという一つの単位であるため、やむを得ない場合以外は内部に穢が発生することも極力避けなければならない。

穢の伝染するのが限定された空間内においてであるとすれば、その反対に限定されない開放空間内に穢物が存在した場合は、その穢物に直接触れない限り、穢とはならない。ここでいう開放された空間とは、路・橋・荒野・河原などは、いずれもそうした空間に属する。河原は記録の上でも、穢れた物や死者の捨て場としてよく挙げられるが、これはあるいは、そのような穢れた品物を捨てても、周囲にその穢が伝染によって広まることがないことによるのかもしれない。つま

り安心して捨てることのできる場所だったのである。実際、誰も葬送する人のいない死体は平安京では検非違使の配下が河原等に運んでいた。鴨川の河原に死体が多いのは平安初期からのことで、『続日本後紀』承和 9 年 10 月の記事では、左右京職および東西悲田院に命じて、「嶋田および鴨河原等」の髑髏五千五百余頭を焼き、埋葬したとある。

神社や内裏を初め、神事に携わる神官や貴族たちが穢の発生を極力避けた事例を『日本後紀』からみる。大同 3 年（808）11 月の記事「是の夜、盗有り、内蔵寮の府に入りて、人の囲む所と為る。時大嘗に属り、其の自殺するを恐れ、使を遣して告喩せしむ。昏に投りて出去す。」これは盗人が内蔵寮府に入り、人々に包囲されてしまったが、折から大嘗祭の時期に当たっており、自殺して穢を招くことを恐れて派遣された告喩の使によって説得され、暗闇に投じて出去るという事件が記されているが、このように異常に思えるほど、穢の発生は忌避されたのである。さらに神社や内裏を初め、神事に携わる神官や貴族たちが死期の迫った病人を外へ出すようなことも行われており、『続日本後紀』承和 6 年 6 月の記事では「女御従四位下藤原朝臣沢子は、急に病となり苦しみ出し、小車に載せて宮中を出、里の実家についた途端に死に絶えた。」とある。

また神社や内裏ばかりでなく個人の家であっても、死期が迫った病人（この場合は主に使用人）を家から追い出すという行為は当然のことながら行われていた。これについて勝田は「中世前期までは血縁のない死者を直接葬送することは強い禁忌であったと考えられる。古代から中性にかけて死体遺棄が広範に見られたのは、これと表裏一体の関係であった。」と述べている [27)]。

また死にそうな使用人を死ぬ前に放り出して家の外で死なせるというのは、古代から中世にかけて広範に見られた慣習である。『日本後紀』弘仁 4 年（813）6 月の記事でも「平生の日、既に其の力を役し、病患の時、即ち路辺に出だす。人の看養する無く、遂に餓死に致らしむ。」とある。山本は使用人を「その死によって家を穢とすることの許されない人間」と定義している。山本の説は、家の中で死ぬとその家全体が穢れるので、本来の家族構成員はともかく、使用人は死んでもらっては困るという解釈である。

『日本後紀』弘仁 4 年（813）6 月の記事は「旧を念い労に酬ゆるは、賢哲の遺訓なり。生を重んじ命を愛するは、貴賤殊なること無し。今天下の人、各僕隷有り。平生の日、既に其の力を役し、病患の時、即ち路辺に出だす。人の看養する無く、遂に餓死に到らしむ。その弊為るや、勝げて言う可からず。」とあり、さらに「宜しく禁制を加えしむべし。猶お違犯を致さば、五位已上は、名を注して奏し、六位以下は蔭贖を論ぜず、決杖一百とせよ。台及び職・国知りて糾さず、及び条令・坊長、国郡・隣保、相隠して告せざれば、並びに与同罪とせよ。今より以後、重ねて禁断を加え、要路に牓示し、分明に告知せしめよ。」とある。これは病患の僕隷の遺棄を禁止の記事である。蔭贖を論ぜず、というのは官人の特権であった罰金刑を認めないで体刑を課するということであり、町役人・隣組まで、それを隠した場合は同罪であるという、相当厳しい罰である [28)]。しかしながらこの禁止は守られた形跡がないという [29)]。『続日本後紀』承和 2 年 12 月

の記事では、小野朝臣岑守の卒伝で、太宰大弐だったときに続命院という施設を建てて病人を収容したが、それまでは主家が死人を忌んで追い出したため、道路で凍え死にする者が多かったという。

おわりに

勅撰史書を題材として平安時代初期の医療福祉について検討した研究は殆どない。そこで本論文では 4 番目の勅撰史書である『続日本後紀』を題材にして、平安時代初期（仁明天皇時代）の医療福祉分野の特徴を挙げ検討した。次には『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』を史料として、平安時代初期から中期にかけての医療福祉分野の特徴を明らかにしていきたいと考えている。

謝辞

本論文作成にあたって示唆を賜った、帝塚山学院大学リベラルアーツ学部、安田政彦教授に感謝いたします。

文献

1）鈴木英鷹：奈良時代の精神医学（精神医学の崩芽）．精神医学 51：137-145，2009
2）鈴木英鷹：『続日本紀』にみる奈良時代の医療福祉．大阪河﨑リハビリテーション大学紀要 3：3-22，2009
3）鈴木英鷹：『日本後紀』にみる平安時代初期の医療福祉（桓武天皇から淳和天皇時代まで）．大阪河﨑リハビリテーション大学紀要 5：39-62，2011
4）森田　悌：続日本後紀（上）（下）．講談社，東京，2010
5）鈴木英鷹：『続日本後紀』にみる医学記事について．大阪河﨑リハビリテーション大学紀要　印刷中
6）山崎　佐：江戸期前日本醫事法制の研究．中外医学社，東京，p.13，1953
7）新村　拓：日本医療社会史の研究．法政大学出版部，東京，p.346，1985
8）薗田香融：古代佛教における山林修行とその意義．南都佛教 4：45-60，1957
9）坂本太郎：日本古代史の基礎的研究（上）．東京大学出版会，東京，p.269，1978
10）折口信夫：折口信夫全集第 9 巻．中央公論社，東京，p.319，1955
11）折口信夫：折口信夫全集第 14 巻．中央公論社，東京，p.231，1955
12）山口　昶：ものと人間の文化史もののけⅠ．法政大学出版会，東京，pp.49-50，2004
13）服部敏良：王朝貴族の病状診断．吉川弘文館，東京，pp.38-43，1975
14）服部敏良：平安時代医学史の研究．吉川弘文館，東京，pp.37-38，1955
15）鈴木英鷹：藤原宮子の「幽憂」（『続日本紀』天平 9 年 12 月の記事について）．精神科 15：594-598，2009
16）鈴木英鷹：古代の多産．産科と婦人科 77：1245-1249，2010
17）直木孝次郎：続日本紀の多産記事．続日本紀研究 8：151-153，1961
18）舟尾好正：賑給の実態に関する一考察．古代国家の形成と展開（大阪歴史学会編），吉川弘文館，東京，pp.395-433，1976
19）中島陽一郎：飢饉日本史．雄山閣，東京，1976，pp.14-15，1976

20）菊池勇夫：飢饉．集英社，東京，p.31，2000
21）新村　拓：日本医療社会史の研究．法政大学出版部，東京，pp.230-234，1985
22）波平恵美子：ケガレの構造．青土社，東京，pp.26-27，1992
23）山崎　佐：江戸期前日本醫事法制の研究．中外医学社，東京，p.310，1953
24）山本幸司：穢と大祓．平凡社，東京，pp.20-22，1992
25）山本幸司：穢と大祓．平凡社，東京，p.80，1992
26）山本幸司：穢と大祓．平凡社，東京，pp.48-58，1992
27）勝田　至：家族と死者祭祀（孝本　貢・八木　透編）．早稲田大学出版部，東京，pp.52-68, 1997
28）虎尾俊哉：延喜式．吉川弘文館，東京，pp.196-197，1964
29）勝田　至：死者たちの中世．吉川弘文館，東京，p.43，2003